

鳥取県養殖生産施設整備事業費補助金の事務手続きについて

1. 認定申請書の提出

○県内に普及していない新技術について養殖新技術審査会で承認します。

2. 承認通知の到着

3. 交付申請書の提出(事業開始予定から原則20日前)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

4. 交付決定(交付申請から原則20日以内)

※交付申請書の取り下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

~~5. 事業開始→着手届の提出~~

~~○着手届を下記提出先に郵送又は持参してください。~~

~~【事業を変更・中止・廃止したい場合】~~

~~事業を変更・中止・廃止したい場合は、県の承認が必要です。~~

~~変更・中止・廃止申請書を書き提出先まで郵送又は持参してください。~~

~~6. 事業完了→完了届の提出(事業完了から10日以内)~~

~~○完了届を下記提出先に郵送又は持参してください。~~

~~※事業完了とは、補助対象経費の支払いが全て完了した日~~

~~○完了届に基づき検査を行い、結果を通知します。~~

~~【事業が年度内に終わらない場合】~~

~~補助金等進捗状況報告書を書き提出先まで郵送・持参してください。~~

7. 実績報告書の提出(完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

- ・実績報告に基づき事務検査を行います。
- ・検査合格の場合は、補助金を指定していただく受入口座に入金します。
- ・実績報告書の受付から補助金入金までは1月間程度を要します。
- ・交付決定後に概算払することも可能ですので御相談ください

書類提出・問合せ先 鳥取県農林水産部水産振興局水産課 石原
電話 0857-26-7680
ファクシミリ 0857-26-8131
メール ishiharay@pref.tottori.ig.jp